

佐賀市都市計画審議会（勉強会）

議事録

1. 開催日時 令和6年11月12日（火）13:30～15:36
2. 開催場所 佐賀商工ビル 7階大会議室
3. 出席委員 15名出席（全委員19名、欠席4名）
荒牧軍治、大串浩一郎、岡島俊哉、小島啓、牛島英人、
奈良崎真士、溝口央介、江口善己、川崎健二、西岡真一、
久米勝也、中村宏志、豆田和浩、梅崎義高、高橋朋子の各委員
4. 勉強会 「次期都市計画マスタープランについて」
5. 会議資料
 - ・佐賀市都市計画審議会（勉強会）次第
 - ・佐賀市都市計画審議会条例
 - ・佐賀市都市計画審議会委員及び幹事名簿
 - ・勉強会資料「次期都市計画マスタープランについて」
6. 議事概要

勉強会

【次期都市計画マスタープランについて】

○会長

「次期都市計画マスタープランについて」、事務局から御説明をお願いします。

○事務局（都市政策課）

本日は今まで議論いただいた内容の具体的な中身について説明する。

資料P2：計画の体系

前回の勉強会のところで1番の基本理念のところ、「多様な拠点が有機的につながるまちづくり」というところをお示した。地域別構想の分け方について、有明海沿岸ゾーンが地形的に田園集落ゾーンとかぶっていたので、以前までの体系ではそこに重なるような形で表記していたが、このゾーンの果たす役割、内容が違うということで、分けた形で表示している。その中に都市ゾーン、田園集落ゾーンに関しては特筆して新たな土

地利用を検討するエリアということで、濃いピンクの丸の中のものを示している。

資料P3：都市計画の基本理念

都市計画の基本理念として「多様な拠点が有機的につながるまちづくり」を掲げる。その中でこれまで本市が進めてきた「都市機能集約型のまちづくり」、それから、「地域拠点連携型のまちづくり」という2つに加え、人口減少、それから、広域交通ネットワークの強化によって今後ますます重要となるであろう「広域連携を見据えたまちづくり」を加え、これら3つを基本理念の構成要素としている。その内容を詳しく書いたものがこの図。

資料P5～6：都市づくりの基本方針・目標

先ほどの都市計画の基本理念を具現化した都市づくりの基本方針を5つ定めている。また、その基本方針にひもづく形で具体的な行動指針を2つずつそれぞれ目標として定めている。

資料P7～8：将来都市構造

先ほどまでに示した都市計画の基本理念、都市づくりの基本方針、目標、これらの実現に向けて、本市が目指す将来都市構造について、その構成要素として、ゾーン、拠点、軸などを図に示している。

具合的には、一定の土地利用を図っていく区域ということで都市ゾーン、田園集落ゾーン、山村集落ゾーン、有明海沿岸ゾーンの4つのゾーン。また、中心拠点、諸富・大和の地域拠点、市街化調整区域の川副・東与賀・久保田地域拠点、山村集落ゾーンにある富士・三瀬の地域拠点の4つの拠点。そのほか、長崎自動車道、佐賀唐津道路、有明海沿岸道路といった広域高速連携軸、南北、東西に走る国道などの広域連携軸、環状線などの都市内連携軸、環状軸、道路、河川などの自然環境軸を示している。8ページではそれらを近隣都市まで延ばしたような広域の図を載せている。近隣都市とのつながり、佐賀県の中核都市としての位置づけを確認しながら、このような強みを生かした広域的な都市づくりを進めていきたい。

資料P9～10：地域別構想

地域別構想として、将来都市構造でお示した都市ゾーン、田園集落ゾーン、山村集落ゾーン、有明海沿岸ゾーンと、そのなかの拠点、エリアごとの今後のまちづくりの方針を記載している。

資料P11～14：分野別方針

分野別の方針では都市づくりの目標、それから、将来都市構造というものを実現するための必要な取組について、土地利用、都市交通、みどり・水辺、歴まち・都市景観、都市環境、都市防災、その他都市基盤の7つの分野に分け、それぞれに具体的な都市計画の基本方針を記載している。

以上で説明を終わる。

○会長

説明に質問、意見はあるか。

○委員

2つある。1つ目は、平成22年の都市計画マスタープランではまちなかゾーンと居住ゾーンが分かれていたが、今回は都市ゾーンということで一つになった理由は何か。

2つ目は、都市計画マスタープランが対象とする区域が都市計画区域だとすると、山村地区は入らないのではないか。

○事務局（都市政策課）

1つ目について、今回都市ゾーンとして1つになっている理由として、昨年度策定した立地適正化計画のなかで、市街化区域内に居住誘導区域と都市機能誘導区域の2つを定めているため、細かい部分については立地適正化計画に振り、その全体的なものを都市ゾーンとして残したというのが経緯。

2つ目について、今回、我々、総合計画と同時につくっている。総合計画は佐賀市全体の計画を定めるものであり、山村地区の方針的なものも少し触れられている。今回そちらと同時に出すというところもあり、包含させていただいたような内容になっている。

○会長

ほかにどうぞ。

○委員

6ページの都市づくりの目標について。歴史・文化の面や防災の面など、都市戦略部の守備範囲ではない部分まで包含してあるが、守備範囲以外の担当セクションとの連携はどうなっているのか。

○事務局（都市政策課）

この中の細かい部分の施策の連携が取れているかというところで、それぞれの担当部署にもヒアリング等を行い、内容について確認している。同時に、歴史・文化的なものをどうするかという「歴まち計画」との整合を図ったり、防災であれば、地域防災計画であったり、各現行計画との整合性を図っている。この後、担当セクションとこの書きぶりについても連携をしていくというところで整合は取れているものと考えている。

○委員

大体計画というものは成果指標を上げ、それで進捗を管理し、次期計画のときにそれをレビューするというのもやるわけだが、今回のマスタープランでは考えていないのか。あるいは例えば、今の策定中の佐賀市の総合計画、そこから該当するものを引っ張ってきてシンクロするとか、それで進捗管理をやっていくとか、抜けているものがあるれば、それを新たに補完するとか、いろいろやり方はあると思うが、そういう進捗管理の方法というのは考えていないのか。

○事務局（都市政策課）

都市計画マスタープランはあくまでも指針的なものとして扱うところで、16年先のことを目標としてこういうまちづくりにしていきたいというところであるため、具体的な数値目標を掲げるというのはこのマスタープラン上では行わない。ただ、総合計画の中に目標値を定めたものがあるため、そういったところで補完をしていくような考え方になる。

○会長

総合計画では何か指標を持って、それを何%にするとかという目標は書かれているのか。

○事務局（都市政策課）

今までの計画のづくりでは総合計画の中に数値目標というものは明記されていた。ただ、今策定中の総合計画では、総合戦略として、一緒にアクションプランをつくっている。そのアクションプランの中で数値目標等を決めていくというづくり。

都市計画マスタープラン、1ページの2、計画の位置づけとして、都市計画マスタープランがあり、その高度化版として立地適正化計画がある。その下に部門別の関連計画があり、これにぶら下がる形でいろんな部門別の計画を策定する予定。これは一つ一つがアクションプランになるため、その中で具体的な数値目標というものをつくっていき

うと思っている。

今回、この都市計画マスタープランについては、策定後、進捗の中でこの場をお借りして検証、評価、達成度などを御報告する場を検討していきたい。

○会長

ほかにどうぞ。

○委員

10ページの上のほうに言葉でエリアと3つ書いてあるが、図で示されておらず、わかりづらい。9ページのところに中心拠点の佐賀市リーディングエリアとあって、佐賀市役所が入っているピンクの二本の線がそのエリアだと思って見ているが、こういった図を10ページにも書いていただくと、理解が進むと思う。

○事務局（都市政策課）

10ページのエリアについては、文言で表現をしようと考えていた。明確な範囲というのは決め切っておらず、どこからどこまでという図示ができなかったため、検討させていただく。

○委員

7ページの図について。構成要素の軸の一つに都市内連携軸というのが出てきているが、これの意図しているところがよく分からないので教えていただきたい。

○事務局（都市政策課）

佐賀市内を行き来できるというところで都市内連携軸、主要な連携軸というところで描かせていただいている。そのほかの広域連携軸と、広域高速連携軸も併せてそういう意味合いも包含して、それぞれ色分けをしている。

○委員

見にくくなっている。

○事務局（都市政策課）

表現方法についてまた検討をさせていただく。

○委員

12ページの方針4と方針5に産業系土地利用のところが出てくるが、これはあくまで今の既存のところの周辺を拡充なのか、新たに中部、南部地域とか、広く意味合いがあるのか、詳しく教えていただきたい。

○事務局（都市政策課）

12ページ方針5について、市街化調整区域と都市計画区域外において、今後、産業系土地利用を考えるなかで、既存のところから拡充する必要や、新たに集積を行う必要があれば検討していくということを書いているもの。

一方、方針4は市街化区域の方針であり、ここについては今あるところの維持・保全に努めるということを書かせていただいている。

○委員

例えば、中部、南部地域は考えられるのか。

○事務局（都市政策課）

場所的にはこの中で指定するようなものは特に今のところない。

ただ、10ページの、佐賀大和インターチェンジ周辺エリア、佐賀唐津道路沿線エリア、それから有明海沿岸道路沿線エリア、こういうエリアは調整区域なので、農用地は守りつつ、必要に応じというようなイメージで表現している。12ページの方針5、(3)産業系の土地利用としては、広域交通ネットワークの持つ交通結節機能を生かし、それぞれの地域特性に応じてとして、新たな中南部についての開発の可能性をうたっているということに理解していただきたい。

また、方針4については用途地域の話であり、実態と乖離している土地利用を適切に正していくイメージ、方針である。

○会長

ほかにあるか。

○委員

10ページ、南部地域の拠点について。市街化区域の編入は原則市で行わない、必要であると考えられる場合は、上位計画を踏まえて慎重に検討するということだが、特に南部地域については、南部拠点構想という物流拠点の構想や、新幹線でも空港ゾーンというルートが1つ案としてある。そういうものが具体化してくるとしても、いわゆる市街化区域への編入は原則として行わないという考え方についてお尋ねしたい。

○事務局（都市政策課）

2点お答えする。

今進めている物流拠点構想は他部署で進めており、土地利用計画、いわゆるこの都市

計画マスタープランとセットになって協議しながら進めているところ。そういう意味合いとして10ページの上のほうに有明海沿岸沿線エリアを記載。物流拠点構想を意識した計画としている。

それから、新幹線については整備方針等決まっていない。新幹線の整備方針が決まった時点で、重大な都市計画に関する事項、社会情勢の変化と捉え、この都市計画マスタープランの見直し、策定をしていくということになるかと思う。

○会長

10ページの4番、国際交流の拠点となるよう促しますということは、国際交流的なものであれば、何かいろんな仕掛けができることもイメージできているのか。

○事務局（都市政策課）

イメージして書かせていただいている。

○会長

基本的にはこの有明海沿岸ゾーンに一般住宅が入り込む余地は全くないと思っ

か。

○事務局（都市政策課）

今のところ都市計画法ではなく、一般住宅は農振除外、農地のほうの法律で可能性はないと思っている。

○会長

有明海沿岸ゾーンについて将来的にもう少しポテンシャルを持つ可能性があると思う。今何もしないというふうに考えていると厄介なので、国際拠点として動かすときには、いろんなことについての何か利活用があり得るということも文言として読んでもいい気がする。

○事務局（都市政策課）

この有明海沿岸ゾーンは、重点的なエリアと位置づけ、まず、土地的には田園集落ゾーンにかぶるため、自然環境の保全に努めたい。それから、特に佐賀空港のほうは今後、インバウンド需要の増加が見込めるため、沿岸道路も含め、人々の交流の場、国際交流の拠点となるよう、総合的に勘案しながら、物流拠点構想も描いていけると思う。

○会長

ほかにあるか。

○委員

12ページの方針3、「コンパクトで高密度な住居エリア」と書いてあるが、高密度なということは高級感があふれるとか、そういった意味なのか。

その下、方針5のところ「メリハリのある土地利用」の、メリハリという言葉の意図が伝わりづらい。

○事務局（都市政策課）

高密度というのが、人口密度と都市機能の密度ということで集約、コンパクトシティを我々の方針として、生活に必要な施設をまちなかに誘導していこうというイメージ。ここは再考をさせていただく。

方針5、「メリハリのある土地利用」について、メリハリを適切な運用という意味で使っているが、ここも誤解のないような表現としてパブリックコメントを出すときには再度検討させていただく。

○委員

資料の13ページの3番のみどり・水辺の、「自然豊かなみどりや水辺環境を保全し、河川やため池、クリークなどを生かした親水空間や緑地」というのが何となく郊外のイメージ。14ページの5番都市環境のまちづくりGXの推進のところでは「緑と調和した都市環境整備により」というのが書いてあるが、まちなかの水辺が抜けていると感じる。都市環境の中の1つの構成要素として水路というのが大事になってきている。緑と水の両方セットでこそ佐賀市のよさが出てくると思うので、防災面も考慮して、ぜひこの都市環境のところに水路か何か入れてもらいたい。

○会長

賛成。佐賀の都市の水路はきれいになってきている。何か水路を使った攻めの都市計画ができることを期待しているので、個人的には付け加えてほしい。

○事務局（都市政策課）

改めて構成について検討させていただく。

○委員

13ページの3番の「みどり・水辺」のところの方針2「安全・安心で快適な公園づくりに」と書いてあるが、この安全・安心は防災という意味でのものなのか、それとも利用する市民が遊具なども含めて安全・安心でというような趣旨なのか。

あと、公園についての記載が6ページの下から3つ目の四角ところで「豊かな自然環境の保全・形成・活用」という文脈の中で指摘されているが、公園づくりの方針として、この記載が本当に合致しているのかがよく分からない。

○事務局（都市政策課）

1つ目、13ページの方針の安全・安心なというのは公園自体のという考えで間違いはない。防災については都市防災というところで項目付けをしている。

2つ目、6ページの下から3つ目の四角というのは、豊かな自然環境の保全・形成・活用をする1つの手段として公園の整備等を含めたというような書き方をさせていただいている。

○会長

補足的に、どうぞ。

○都市戦略副部長

13ページの今のこの記述は再度考えさせていただきたい。また、方針2として安全で快適な公園づくりと書いているが、こことも整合が取れない感じがするため、中身を変更させていただきたい。

○委員

2ページ目の有機的につながるまちづくりの一番上の理念のところ、都市機能集約型、地域拠点連携型、広域連携を見据えたまちづくりの3つは手段であり、理念として分かりにくい。

また、都市計画というのは各施策の基盤であり、その基盤の上で社会や経済や環境が動いていく。それを踏まえて、他部署との連携、やり取りはどれほど行われてきたのか確認したい。

○事務局（都市政策課）

基本的にはそれぞれで持っている現行の計画をベースにしなが、ヒアリングを適度にさせていただいて、今回お出ししている。

○会長

ほかにあるか。

○委員

2ページの都市計画の基本理念について、なぜこの都市機能集約型とか、地域拠点連

携型とか、広域連携を見据えたまちづくりをするのかという理由というのが基本理念になるのではないかと思う。

○会長

結局、我々が作っている都市計画マスタープランは、総合計画を受けてどういうふうな都市にしますかということであり、ある意味でいうと、基本理念というのは総合計画に任せ、こちらは手段のほうだけやると言ってもいいのかもしれないが、そういうわけにもいかないため、このような形でまとめているのだと思う。

○事務局（都市政策課）

総合計画があり、それに即す形での下位の計画として都市計画マスタープランがあるという位置づけにしている。そのため、基本理念はある程度総合計画を受けた形として捉えて、ここをジョイントにして都市づくりの基本方針や、目標を定め、具体的になるという構成にしている。

基本理念の有機的につながるまちづくりとして、おのおのの拠点、道路のネットワーク、公共交通などが有機的に生き物のようにつながった、いろんなコンパクトとネットワークを駆使した都市づくりを行っていかうというのがこの理念。

○委員

総合計画の10ある分野別の目指す姿という中で、最初に「子育て・教育」という項目が出てくる。総合計画で項目立てされている以上、この都市計画マスタープランの中でも、何らか考え方なり、どうかならないのかと感じた。

○事務局（都市政策課）

現在検討しているところ。子育てというのがどうしてもソフト事業が中心になるが、この都市計画マスタープランというのはハードの総合計画というような位置づけである。ただ、今後政府から、「こどもまんなか社会」というものが出てくるため、こういった部分がハードの部分においてどう影響していくのか、注視していく。

○会長

2ページの4の将来都市構造のところ、ゾーン、拠点、軸と大きく書いてあるが、それが何なのかがよく分からないので、表現方法を工夫してほしい。

○事務局（都市政策課）

今日いただいた意見で作業を開始し、12月の佐賀市議会で報告と、来年の1月からパ

ブリックコメントを約1か月開始する。委員の皆様には、概要版と本体の資料をパブリックコメントと同時に郵送で送らせていただく。パブリックコメントの意見とともに、皆様の御意見も2月の都市計画審議会でご改めしてお聞きしたい。

今日の修正の反映については、年内に会を開くいとまがないため、会長に一任ということで御了承をいただきたい。

○会長

また御意見いろいろあると思うが、パブリックコメントが来た、あるいは文書が来た段階で、どんな方法でもいいので事務局にお伝えいただければと思う。

○事務局（都市政策課）

佐賀市都市計画審議会勉強会を閉会する。

午後3時36分 閉会